

◎新潟県教育委員会告示第10号

新潟県立学校臨時職員取扱規程（昭和58年6月新潟県教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。ただし、第9条の改正は、公布の日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において「臨時職員」とは、県立学校に常時勤務する講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員であつて、<u>次の各号により臨時的任用された者をいう。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第22条の3第1項の規定により任用される場合</u></p> <p>(2) <u>女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号。以下「産休法」という。)第3条第1項の規定により任用される場合</u></p> <p>(3) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育休法」という。)第6条第1項の規定により任用される場合</u></p> <p><u>(任免)</u></p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>校長は、別に定めるところにより、臨時職員の人事評価を行うものとする。</u></p> <p>(任用期間)</p> <p><b>第4条</b> <u>地公法第22条の3第1項の規定により臨時的任用する場合は、6か月の範囲内で教育委員会が必要と認める期間とする。ただし、任用期間満了後、さらに引き続き任用する必要がある場合は、1回に限り更新することができる。</u></p> <p>2 <u>産休法第3条第1項の規定により臨時的任用する場合は、同項の規定により認められている範囲内で教育委員会が必要と認める期間</u></p> <p>3 <u>育休法第6条第1項の規定により臨時的任用する場合は、同法第2条第1項の規定により認められている範囲内で教育委員会が必要と認める期間</u></p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において「臨時職員」とは、県立学校に常時勤務する講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員であつて、<u>期間を定めて任用されるものをいう。</u></p> <p><u>(任用手続)</u></p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(任用期間)</p> <p><b>第4条</b> <u>臨時職員の任用期間は、12月の範囲内において必要と認める期間とする。</u></p>

4 臨時職員の任用期間は、任用の根拠法令又は勤務公署の別を問わず、引き続き1年を超えることはできない。ただし、新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第1条に規定する職員（以下「定数内職員」という。）の産前産後休暇期間について地公法第22条の3第1項の規定により臨時的任用した者、又は産休法第3条第1項の規定により臨時的任用した者を引き続き同一職員の同一子について育休法第6条第1項の規定により臨時的任用する場合にあっては、当該育児休業期間について1年を限度として継続して任用することができる。

（給料及び諸手当）

**第5条** 臨時職員の給料（教職調整額を含む。）は、定数内職員の例による。ただし、給料月額については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第6条第1項第3号に定める給料表の区分に応じて、次表に定める級号給を超えることができない。

（略）

2 （略）

**第6条** （略）

**第7条** （略）

**第7条の2** （略）

（特別休暇）

**第8条** 臨時職員は、定数内職員の例により、特別

（再任用）

**第5条** 臨時職員であつた者の再任用は、次項に掲げるものを除き、任用期間が満了した日の翌日から起算して、原則として1月を経過した後でなければ行わないものとする。ただし、任用期間を通じて12月に至るまでは、引き続き任用することができる。

**2** 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号。以下「産休法」という。）第3条の規定により臨時的に任用された臨時職員（他の事由に基づく臨時的任用に引き続いて産休法第3条の規定により臨時的に任用された臨時職員を除く。）を、引き続き同一正規教職員の同一子について地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条の規定により臨時的に任用する場合は、当該正規教職員の育児休業期間について1年を限度として引き続き再任用することができる。

（給料及び諸手当）

**第6条** 臨時職員の給料（教職調整額を含む。）は、新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第1条に規定する職員（以下「定数内職員」という。）の例による。ただし、給料月額については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第6条第1項第3号に定める給料表の区分に応じて、次表に定める級号給を超えることができない。

（略）

2 （略）

**第7条** （略）

**第8条** （略）

**第8条の2** （略）

（特別休暇）

**第9条** 臨時職員は、定数内職員の例により、特別

休暇（勤務時間規則第15条第1項第21号（リフレッシュ休暇）に規定するものを除く。）をとることができる。ただし、出産に係る特別休暇については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。

**第9条**（略）

（服務）

**第10条**（略）

2 臨時職員は、校長の立ち会いのもとにおいて、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年新潟県条例第20号）第2条に規定する宣誓書に署名、押印し、当該宣誓書を校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

**第11条**（略）

**第12条**（略）

**第13条**（略）

（健康保険等）

第14条 健康保険及び厚生年金等の社会保険については、公立学校共済組合への加入資格を有することから、法令の定めるところにより加入させるものとする。

別記

**第1号様式**

辞令書

（略）	
（発令事項）	
新潟県立学校	に任用する
年 月 日から	
任用期間	
年 月 日まで	
教育職1級に決定する	
号給を給する	
新潟県立	学校勤務を命ずる
（任命権者）	
年 月 日	
新潟県教育委員会	

**第1の2号様式**

辞令書

（略）
-----

休暇（勤務時間規則第15条第1項第19号（リフレッシュ休暇）に規定するものを除く。）をとることができる。ただし、出産に係る特別休暇については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。

**第10条**（略）

（服務）

**第11条**（略）

**第12条**（略）

**第13条**（略）

**第14条**（略）

（健康保険等）

第15条 校長は、法令の定めるところにより、臨時職員を健康保険、厚生年金保険等に加入させるものとする。ただし、臨時職員がこれらに代わる保険の被保険者又は被保険者の扶養親族であるときは、この限りでない。

**第16条 削除**

別記

**第1号様式**

辞令書

（略）	
（発令事項）	
新潟県立学校	に任用する
平成 年 月 日から	
任用期間	
平成 年 月 日まで	
教育職1級に決定する	
号給を給する	
新潟県立	学校勤務を命ずる
（任命権者）	
平成 年 月 日	
新潟県教育委員会	

**第1の2号様式**

辞令書

（略）
-----

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">(発令事項) 任用期間を 年 月 日まで延長する</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(任命権者) 年 月 日 新潟県教育委員会</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;"><b>第2号様式</b> (略)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">発 第 号 年 月 日</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">任用発 令年月 日</td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">年 月 日</td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">任用 期間</td> <td style="width: 55%; padding: 2px;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">免許状 の種類 (取得年 月日)</td> <td colspan="3" style="padding: 2px;">(修了確認期限・有効期間満了日 年 月 日)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 5px;">添付書類 1 履歴書(写) 2 最終卒業学校卒業 又は修了証明書(実習助手・寄宿舍指導員に限る。) 3 免許状(写)の写し又は授与証明書 4 誓約書 5 宣誓書 注1～注4 (略)</p>	(発令事項) 任用期間を 年 月 日まで延長する	(任命権者) 年 月 日 新潟県教育委員会	任用発 令年月 日	年 月 日	任用 期間	年 月 日から 年 月 日まで	(略)				免許状 の種類 (取得年 月日)	(修了確認期限・有効期間満了日 年 月 日)			(略)				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">(発令事項) 任用期間を平成 年 月 日まで延長する</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(任命権者) 平成 年 月 日 新潟県教育委員会</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;"><b>第2号様式</b> (略)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">発 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">任用発 令年月 日</td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">平成 年 月 日</td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">任用 期間</td> <td style="width: 55%; padding: 2px;">平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">免許状 の種類 (取得年 月日)</td> <td colspan="3" style="padding: 2px;">(修了確認期限・有効期間満了日 平成 年 月 日)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 5px;">添付書類 1 履歴書(写) 2 最終卒業学校卒業 又は修了証明書(実習助手・寄宿舍指導員に限る。) 3 免許状(写)の写し又は授与証明書 4 健康診 断書 5 誓約書 注1～注4 (略)</p>	(発令事項) 任用期間を平成 年 月 日まで延長する	(任命権者) 平成 年 月 日 新潟県教育委員会	任用発 令年月 日	平成 年 月 日	任用 期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	(略)				免許状 の種類 (取得年 月日)	(修了確認期限・有効期間満了日 平成 年 月 日)			(略)			
(発令事項) 任用期間を 年 月 日まで延長する																																					
(任命権者) 年 月 日 新潟県教育委員会																																					
任用発 令年月 日	年 月 日	任用 期間	年 月 日から 年 月 日まで																																		
(略)																																					
免許状 の種類 (取得年 月日)	(修了確認期限・有効期間満了日 年 月 日)																																				
(略)																																					
(発令事項) 任用期間を平成 年 月 日まで延長する																																					
(任命権者) 平成 年 月 日 新潟県教育委員会																																					
任用発 令年月 日	平成 年 月 日	任用 期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで																																		
(略)																																					
免許状 の種類 (取得年 月日)	(修了確認期限・有効期間満了日 平成 年 月 日)																																				
(略)																																					

**附 則**

- 1 この規程の実施の日前に任用され、その任用期間の末日が本規程の実施の日以後である臨時職員については、本規程を適用させる。
- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）の地域手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められた額から当該額に100分の1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる地域手当の額は、第6条第2項の規定に基づき定められた額とする。また、特例期間における期末手当及び勤勉手当の額は第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められた額から当該額に100分の3.0を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。